

件名	愛媛県看護職員修学資金貸与条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号） 母子保健法（昭和40年法律第141号）
<p>【改正の概要】</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律により母子保健法の一部が改正されることに伴う規定整備</p> <p>1 改正箇所 第6条第1号オ（返還の債務の当然免除）</p> <p>2 改正内容 母子保健法で必要に応じ設置が求められている母子保健施設の名称変更</p> <p>「母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康センター」 ↓ <u>母子健康包括支援センター</u></p>	
施行日	平成29年4月1日
【その他参考事項】	